介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自　　主　　点　　検　　表

（令和5年度版）

通　所　介　護

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者(法人)名称 | |  |
| 事業所 | 名　称 |  |
|  | 番　号 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 電　話 |  |
|  | メール |  |
| 点検者　職・氏名 | |  |
| 点検年月日 | | 年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 越谷市 福祉部 福祉総務課 |

**介護サービス事業者自主点検表の作成について**

1　趣　　旨

　　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

　　そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

　　つきましては、毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

2　留意事項

　(1)　指定通所介護相当サービス（指定第1号通所事業）に係る基準については、介護保険課に問い合わせてください。

　(2)　指定共生型通所介護事業所については、「通所介護」を「共生型通所介護」に読み替えて点検してください。なお、明朝体で書かれた部分については、共生型通所介護独自の基準等ですので、当該部分については、指定共生型通所介護事業所のみ点検してください。

3　根拠法令等

　　　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  （平成26年12月条例第63号） |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  （平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告19 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平27厚労告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等  （平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| 平12厚告27 | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号） |

介護サービス事業者自主点検表　目　次

| 項目 | 内　　容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| 第1 | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 | 5 |
| 第2 | 基本方針 |  |
| 2 | 基本方針 | 5 |
| 第3 | 人員に関する基準 |  |
| 3 | 従業者の員数等 | 7 |
| 4 | 管理者 | 9 |
| 5 | 共生型通所介護の人員基準 | 9 |
| 第4 | 設備に関する基準 |  |
| 6 | 設備及び備品等 | 10 |
| 7 | 共生型通所介護の設備基準 | 11 |
| 第5 | 運営に関する基準 |  |
| 8 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 11 |
| 9 | 提供拒否の禁止 | 12 |
| 10 | サービス提供困難時の対応 | 12 |
| 11 | 受給資格等の確認 | 12 |
| 12 | 要介護認定の申請に係る援助 | 12 |
| 13 | 心身の状況等の把握 | 12 |
| 14 | 居宅介護支援事業者等との連携 | 13 |
| 15 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 13 |
| 16 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 13 |
| 17 | 居宅サービス計画等の変更の援助 | 13 |
| 18 | サービスの提供の記録 | 13 |
| 19 | 利用料等の受領 | 13 |
| 20 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 14 |
| 21 | 通所介護の基本取扱方針 | 14 |
| 22 | 通所介護の具体的取扱方針 | 14 |
| 23 | 通所介護計画の作成 | 15 |
| 24 | 利用者に関する市町村への通知 | 16 |
| 25 | 緊急時等の対応 | 16 |
| 26 | 管理者の責務 | 16 |
| 27 | 運営規程 | 16 |
| 28 | 勤務体制の確保等 | 17 |
| 29 | 業務継続計画の策定等 | 19 |
| 30 | 定員の遵守 | 20 |
| 31 | 非常災害対策 | 21 |
| 32 | 衛生管理等 | 21 |
| 33 | 掲示 | 23 |
| 34 | 秘密保持等 | 23 |
| 35 | 広告 | 24 |
| 36 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 24 |
| 37 | 苦情処理 | 24 |
| 38 | 地域との連携等 | 24 |
| 39 | 事故発生時の対応 | 25 |
| 40 | 虐待の防止 | 25 |
| 41 | 会計の区分 | 27 |
| 42 | 記録の整備 | 27 |
| 43 | 共生型通所介護の運営に関する技術的支援 | 28 |
| 44 | 共生型通所介護に関するその他の留意事項 | 28 |
| 45 | 電磁的記録等 | 28 |
| 第6 | 業務管理体制の整備 |  |
| 46 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 29 |
| 第7 | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 47 | 基本的事項 | 30 |
| 48 | 所要時間による区分の取扱い | 30 |
| 49 | 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い | 32 |
| 50 | 感染症又は災害の発生を理由とす利用者数の減少 | 32 |
| 51 | 事業所規模による区分の取扱い | 32 |
| 52 | 延長加算 | 33 |
| 53 | 共生型通所介護を行う場合 | 34 |
| 54 | 生活相談員配置等加算 | 34 |
| 55 | 中山間地域等居住者サービス提供加算 | 35 |
| 56 | 入浴介助加算 | 35 |
| 57 | 中重度者ケア体制加算 | 36 |
| 58 | 生活機能向上連携加算 | 37 |
| 59 | 個別機能訓練加算 | 39 |
| 60 | ADL維持等加算 | 41 |
| 61 | 認知症加算 | 43 |
| 62 | 若年性認知症利用者受入加算 | 44 |
| 63 | 栄養アセスメント加算 | 44 |
| 64 | 栄養改善加算 | 45 |
| 65 | 口腔・栄養スクリーニング加算 | 47 |
| 66 | 口腔機能向上加算 | 49 |
| 67 | 科学的介護推進体制加算 | 51 |
| 68 | 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い | 51 |
| 69 | 送迎を行わない場合 | 52 |
| 70 | サービス提供体制強化加算 | 52 |
| 71 | 介護職員処遇改善加算 | 53 |
| 72 | 介護職員等特定処遇改善加算 | 54 |
| 73 | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 55 |
| 74 | サービス種類相互の算定関係 | 56 |

| 項目 | 自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | | | 点　検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第1　一般原則 | | | | | |
| 1  一般原則 | ①　暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない方が、法人の役員及び管理者になっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第2項  越谷市暴力団  排除条例 |
|  | ②　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第3項 |
|  | ③　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第4項 |
|  | ④　利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第5項 |
|  | ※　虐待の防止に係る措置は、令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） | | |  |  |
|  | ⑤　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第3条第6項 |
|  | ※　指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。  　　　この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。 | | |  | 平11老企25  第3の一の3(1) |
| 第2　基本方針 | | | | | |
| 2  基本方針 | 通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第98条 |
| 第3　人員に関する基準 | | | | | |
|  | 【用語の定義】 | | |  |  |
|  | 【常勤換算方法】  　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。  　　この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 | | |  | 平11老企25  第二の2(1) |
|  | ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 | | |  |  |
|  | 【常勤】  　　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。  　　ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。  　　また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 | | |  | 平11老企25  第二の2(3) |
|  | ※　人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49 号）第65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 | | |  |  |
|  | ※　例えば、1の事業者によって行われる通所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、通所介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 | | |  |  |
|  | 【専ら従事する・専ら提供に当たる】  　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。  　　この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（通所介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。  　　ただし、通所介護については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものです。 | | |  | 平11老企25  第二の2(4) |
|  | 【従業者の員数】  　　指定通所介護の「単位」とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものです。  　　例えば、次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。  　ア　指定通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合  　イ　午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合  　　また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の指定通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定通所介護を行うことも可能です。  　　なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  1(1)① |
|  | ※　8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  1(1)② |
|  | ※　生活相談員、介護職員等の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準に定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものです。必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職種の従業員の員数は問いません。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  1(1)③ |
|  | ※　利用者の数又は利用定員は、単位ごとの通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。  　　従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して通所介護を提供する場合であって、それぞれの通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者の数、10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  1(1)⑦ |
|  | ※　同一事業所で複数の単位の通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  1(1)⑧ |
| 3  従業者の員数等★  ⑴  生活相談員  （共生型は第3の5） | ①　指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。  **事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数　【週 　　 時間】** | | | いる  いない  該当なし | 条例第99条  第1項第1号  平11老企25  第三の六の1(2) |
| ※　生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。  　ア　社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者  　　①　大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者  　　②　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者  　　③　社会福祉士  　　④　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 | | |  |
|  | ⑤　①から④と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者）  　イ　これと同等以上の能力を有すると認められる者  　※　市では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています。 | | |  |  |
|  | ※　生活相談員については、通所介護の単位の数にかかわらず、通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものです。  　　　ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とします。  　　　例えば、1単位の通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。  　　　また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。 | | |  | 平11老企25  第三の六の1(1)④ |
|  | ※　通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、  　・　サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間  　・　利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間  ・　地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間（例えば、地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合、利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合）など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。  　　　ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。 | | |  | 平11老企25  第三の六の1(1)④  平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問49 |
|  | ※　生活相談員の事業所外での活動に関しては、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要があります。 | | |  |  |
|  | ②　生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤としていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| ⑵  看護職員  （共生型は第3の5） | 通所介護の単位ごとに、専ら当該通所介護の提供に当たる看護職員を1人以上配置していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第99条  第1項第2号 |
|  | ※看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。  　　ア　看護師  　　イ　准看護師 | | |  |
|  | ※　看護職員については、指定通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとする。 | | |  | 平11老企25  第三の六の1(1)⑥ |
|  | ア　指定通所介護事業所の従業者により確保する場合  　　　提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。 | | |  |  |
|  | イ　病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合  　　　看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。 | | |  |  |
|  | なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。 | | |  |  |
| ⑶  介護職員  （共生型は第3の5） | ①　通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該通所介護の提供に当たる介護職員を、利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者の数を5で除した数に1を加えた数以上確保していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第99条  第1項第3号 |
| ②　生活相談員又は介護職員のうち1名以上を常勤としていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ③　通所介護の単位ごとに、介護職員を常時1人以上、従事させていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第99条第2項  平11老企25  第三の六の1(1)⑤ |
|  | ※　介護職員等については、通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出されます。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。 | | |  |
|  | （確保すべき介護職員等の勤務延時間数の計算式）  ・利用者数15人まで⇒単位ごとに、確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数  ・利用者数16人以上⇒ | | |  |  |
|  | 単位ごとに、確保すべき勤務延時間数＝  　　　【（利用者数－15）÷5＋1】×平均提供時間数  　※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 | | |  |  |
|  | 例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、（18－15）÷5＋1＝1．6となり、5時間の勤務時間数を1．6名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、5×1．6＝8時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となります。 | | |  |  |
|  | また、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。 | | |  |  |
|  | なお、介護職員については、通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされていますが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。 | | |  | 平11老企25  第三の六の1(1)⑤  平24.3.16Q＆A問65 |
| ⑷  機能訓練指導員  （共生型は第3の5） | 機能訓練指導員を1以上配置していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第99条  第1項第4号 |
| ※　機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有している必要があります。  　ア　理学療法士　　イ　作業療法士　　 ウ　言語聴覚士  　エ　看護職員　　　 オ　柔道整復師  　カ　あん摩マッサージ指圧師　　キ　はり師　　ク　きゅう師 | | |  | 平11老企25  第三の六の1(3) |
| ※　はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。 | | |  | 平11老企25  第三の六の1(3) |
|  | ※　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所介護事業所の他の職務に従事することができます。 | | |  |  |
|  | ※　利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。 | | |  | 平11老企25  第三の六の1(3) |
| 4  管理者  ★  （共生型は第3の5） | 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第100条 |
| ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。  　ア　当該事業所で通所介護従業者としての職務に従事する場合  　イ　同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 | | |  | 平11老企 25  準用（第三の一の1(3)） |
| 5  共生型通所介護の人員基準  ★ | 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上配置していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第113条  ・第114条 |
|  | 〔従業者〕  　　指定生活介護事業所等の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であるということです。  　　この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっていますが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算してください。 | | |  | 平11老企25  第三の六の4(1)① |
|  | 〔管理者〕  　　指定通所介護の基準と同様です。  　　なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。 | | |  | 平11老企25  第三の六の4(1)② |
| 第4　設備に関する基準 | | | | | |
| 6  設備及び  備品等  ★ | ①　食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第101条第1項 |
| （共生型は第4の7） | ②　設備は、専ら指定通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第101条第3項 |
| ※　利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。 | | |  |  |
| ⑴  食堂及び  機能訓練室 | 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員（事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上となっていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第101条  第2項第1号ア |
|  | ※　上記にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。 | | |  | 条例第101条  第2項第1号イ |
|  | ※　指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能です。ただし、指定通所介護事業所の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとします。 | | |  | 平11老企25  第三の六の2(4) |
|  | イ　当該部屋等において、指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。 | | |  |  |
|  | ロ　指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護  事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。 | | |  |  |
|  | ※　玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能です。 | | |  |  |
|  | ※　設備を共用する場合、基準条例において、指定通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めてください。 | | |  |  |
| ⑵  相談室 | 相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第101条  第2項第2号 |
| ※　利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されていること。 | | |
| ⑶  消火設備等 | 消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の六の2(3) |
| ⑷  宿泊サービスを提供する場合 | ①　指定通所介護の提供以外の目的で、指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長（介護保険課）に届け出ていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第101条  第4項  平18-0331004  号第3の3の2 (1)⑤ニ |
| ②　宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を埼玉県に報告していますか。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | ③　届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ④　「越谷市指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」に沿って、宿泊サービスの提供はされていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| ※　届出の様式等は、越谷市ホームページ（指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの取扱いについて）を参照してください。 | | |  |  |
| 7  共生型  通所介護の設備基準  ★ | 指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の六の4(2) |
| ※　指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮してください。 | | |  |  |
|  | ※　共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテイション等の仕切りは不要です。 | | |  |  |
| 第5　運営に関する基準　（★共生型通所介護も点検してください。） | | | | | |
| 8  内容及び手続きの説明及び同意  ★ | ①　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第8条第1項) |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。  　ア　運営規程の概要  　イ　通所介護従業者の勤務体制  　　※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。  　ウ　事故発生時の対応  　エ　苦情処理の体制  　オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）　　等 | | |  | 平11老企25  準用(第三の一の3(2）） |
|  | ※　同意は、利用者及び通所介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 | | |  |  |
|  | ②　利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか。  ※　この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第8条第2項) |
|  | (1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  　　ア　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  　　イ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) | | |  |  |
|  | (2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法 | | |  |  |
|  | ※　②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 | | |  | 条例第112条  準用(第8条第3項） |
|  | ※　「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 | | |  | 条例第112条  準用(第8条第4項) |
|  | ※　重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  　(1)　②に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの  　(2)　ファイルへの記録の方式 | | |  | 条例第112条  準用(第8条第5項) |
|  | ※　上記承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記承諾をした場合は、この限りでない。 | | |  | 条例第112条  準用(第8条第6項) |
| 9  提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第9条)  平11老企 25  準用(第3の1の3(3)） |
| ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 | | |  |
|  | ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。  　ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  　イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  　ウ　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | | |  |
| 10  サービス  提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第10条) |
| 11  受給資格等の確認  ★ | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第11条  第1項) |
| ②　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用  (第11条第2項) |
| 12  要介護認定の申請に  係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第12条  第1項) |
|  | ②　居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第12条  第2項) |
| 13  心身の状況等の把握  ★ | サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第13条) |
| 14  居宅介護支援事業者等との連携  ★ | ①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第14条) |
| ②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし |
| 15  法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第15条) |
| ②　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |
| 16  居宅サービス計画に沿ったサービスの提供  ★ | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第16条) |
| 17  居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第17条) |
| ※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 | | |  | 平11老企25  準用（第三の一の3(8)） |
|  | ※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。 | | |  | 平11老企25  準用（第三の一の3(8)） |
| 18  サービスの  提供の記録  ★ | ①　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用（第19条第1項) |
|  | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 | | |  | 平11老企25  準用(第三の一の3(10)①） |
|  | ※　記載すべき事項とは、次にあげるものが考えられます。  　ア　通所介護の提供日、提供時間、提供者の氏名  　イ　サービスの内容、送迎時間、利用者の心身の状況  　ウ　保険給付の額  　エ　その他必要な事項 | | |  |  |
|  | ②　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用（第19条第2項) |
|  | ※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 | | |  | 平11老企25  準用(第三の一の3(10)②） |
| 19  利用料等の受領  ★ | ①　法定代理受領サービスに該当する通所介護についての利用者負担として、利用申込者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、居宅サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第102条  第1項  平11老企25  準用(第三の一の3(11)①） |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第102条  第2項 |
|  | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。 | | |  | 平11老企25  準用(第三の一の3(11)②） |
|  | ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 | | |  | 平11老企25  準用(第三の一の3(11)②） |
|  | ア　利用者に、当該事業が通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し理解を得ること。  　イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。  　ウ　会計が通所介護の事業の会計と区分されていること。 | | |  |  |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第102条  第3項 |
|  | ア　利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  　イ　通常要する時間を超える通所介護であって､利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用（通所介護相当サービスでは受け取ることができません。）  　ウ　食事の提供に要する費用  　エ　おむつ代  　オ　通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 | | |  | 条例第102条  第3項 |
|  | ※　保険給付の対象となっているサ－ビスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(1)② |
|  | ④　上記オの費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱われていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企54 |
|  | ➄　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サ－ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第103条第5項 |
|  | ⑥　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 法  第41条第8項 |
| 20  保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サ－ビスに該当しない通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサ－ビスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第21条) |
| 21  通所介護の基本取扱  方針 | ①　通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第103条  第1項 |
| ②　事業者は、自らその提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第103条  第2項 |
| 22  通所介護  具体的  取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第104条  第1号 |
| ※　通所介護は、個々の利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(2)① |
|  | ②　通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サ－ビスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第104条  第2号  平11老企25  第三の六の  3(2)② |
|  | ※　｢サ－ビスの提供方法等」とは、通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事、日課等も含むものです。 | | |  |
|  | ③　通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサ－ビスの提供を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第104条  第3号 |
|  | ④　通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサ－ビスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第104条  第4号 |
|  | ⑤　特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  3(2)③ |
|  | ※　通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。  　　ア　あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。  　　イ　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  3(2)④ |
| 23  通所介護  計画の作成 | ①　管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサ－ビスの内容等を記載した通所介護計画を作成していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第105条  第1項 |
| ★ | ※　通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  3(3)①② |
|  | ※　通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。 | | |  |  |
|  | ②　通所介護計画は、既に居宅サ－ビス計画が作成されている場合は、当該居宅サ－ビス計画の内容に沿って作成していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第105条  第2項 |
|  | ※　通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  3(3)③ |
|  | ③　管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第105条  第3項 |
|  | ※　通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  3(3)④ |
|  | ④　管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第105条  第4項 |
|  | ※　交付した通所介護計画は、2年間保存しなければなりません。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  3(3)④ |
|  | ➄　従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第105条  第5項 |
|  | ⑥　通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  3(3)⑤ |
|  | ⑦　通所介護事業者は、居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の六の  3(3)⑥ |
|  | ※　居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。 | | |  |  |
| 24  利用者に関する市町村への通知 | 通所介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  　ア　正当な理由なしに通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき  　イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第26条)  平11老企25  準用(第三の一  の3(15)） |
| ※　偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせる等した者については、市町村が既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができるに鑑み、指定通所介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです。 | | |
| 25  緊急時等  の対応  ★ | 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第27条) |
| 26  管理者の  責務 | ①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第55条) |
|  | ②　管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |
| 27  運営規程  ★ | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下｢運営規程」という。）を定めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第106条 |
|  | ※　運営規程には、次の事項を定めるものとします。  　ア　事業の目的及び運営の方針  　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容  　ウ　営業日及び営業時間  　エ　通所介護の利用定員  　オ　通所介護の内容及び利用料その他の費用の額  　カ　通常の事業の実施地域  　キ　サービス利用に当たっての留意事項  　ク　緊急時等における対応方法  　ケ　非常災害対策  　コ　個人情報の取扱い  　サ　虐待の防止のための措置に関する事項  　シ　その他運営に関する重要事項 | | |  | 平11老企25  第三の六の  3(4)① |
|  | ※　イの「従業者の職種、員数及び職務の内容」は、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。 | | |  |  |
|  | ※　ウの「営業日及び営業時間」について、8時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。  　　　例えば、提供時間帯（9時間）の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、当該指定通所介護事業所の営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとすること。 | | |  | 平11老企25  第三の⑥の  3(4)① |
|  | ※　エの「通所介護の利用定員」は、同時に通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。 | | |  | 平11老企25  第三の⑥の  3(4)② |
|  | ※　共生型通所介護の利用定員 | | |  |  |
|  | 共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービスの提供を受けることができる利用者数の上限をいいます。  　つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、利用定員を定めてください。 | | |  | 平11老企25  第三の六の4(4) |
|  | 例えば、利用定員が20人という場合、要介護者と障害者及び障害児を合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えありません。 | | |  |  |
|  | ※　オの「通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサ－ビスの内容を指すものです。  　　「利用料」には、法定代理受領サ－ビスである通所介護に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サ－ビスでない通所介護の利用料を、「その他の費用の額」としては基準条例第102条第3項により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサ－ビスに係る費用の額を規定してください。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(4)③  平11老企25  準用(第三の一の  3(19)③） |
|  | ※　カの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 | | |  | 平11老企25  準用(第三の一の3(19)④） |
|  | ※　キの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が通所介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものです。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(4)④ |
|  | ※　ケの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(4)⑤ |
|  | ※　サの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。  ※　令和6月3月31日までは努力義務（令和6年4月1日より義務化） | | |  | 平11老企25  準用(第三の一の3(19)⑤） |
| 28  勤務体制の  確保等  ★ | ①　利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第107条第1項 |
| ※　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  3(5)① |
|  | ②　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第107条第2項 |
|  | ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 | | |  |
|  | ※　ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。 | | |  | 平11老企25  第3の6の  3(5)② |
|  | ③　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第107条  第3項 |
|  | また、その際、事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 | | |  | 平11老企25  準用（第三の二の3(6)③） |
|  | ※　介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。 | | |  |  |
|  | 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。  　　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第5条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない）。 | | |  |  |
|  | ④　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第107条  第4項 |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113 号）第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 | | |  | 平11老企25  準用（第三の一の3(21)④） |
|  | イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容  　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 | | |  |  |
|  | a　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  　　b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 | | |  |  |
|  | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 | | |  |  |
|  | ロ　事業主が講じることが望ましい取組について  　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。  　　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） | | |  |  |
|  | 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 | | |  |  |
| 29  業務継続計画の策定等  ★ | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第31条の2第1項) |
|  | ※　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  　　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(6)① |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(6)② |
|  | イ　感染症に係る業務継続計画  　　a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  　　b　初動対応  　　c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　ロ　災害に係る業務継続計画  　　a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　c　他施設及び地域との連携 | | |  |  |
|  | ②　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第31条の2第2項) |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  ※　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(6)③ |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第31条の2第3項) |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。  　　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(6)④ |
| 30  定員の遵守  ★ | 利用定員を超えて通所介護の提供を行っていませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第108条 |
| ※　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 | | |  |  |
|  | ※　通所介護と通所介護相当サービスの指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該通所介護相当サービスにおける利用者は、当該通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めます。 | | |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問51 |
|  | ※　共生型通所介護の利用定員（再掲）  　共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービスの提供を受けることができる利用者数の上限をいいます。  　つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、定員を定めてください。例えば、利用定員が20人という場合、要介護者と障害者及び障害児を合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えありません。 | | |  | 平11老企25  第三の六の4(4) |
|  | ※　適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となります。詳細については後述する「第8－53　所要時間による区分の取扱い」をご参照下さい。 | | |  |  |
| 31  非常災害  対策  ★ | ①　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第109条  第1項 |
|  | ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。  　　　関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(7)① |
|  | なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。  　　　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。 | | |  |  |
|  | ※　避難場所の確保、避難方法等マニュアルなどで周知徹底してください。  ※　浸水等風水害時の対応についての体制を整備してください。（洪水ハザードマップが配布されている場合は参考にしてください）  ※　「土砂災害警戒区域」、「地すべり危険個所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・避難体制について市町村と十分な調整を行ってください。 | | |  |  |
|  | ②　利用者の避難時の態様、職員の反省点などを含め、訓練の記録を作成し、次回の訓練等に活用していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利用者の行動・様子などを含め訓練の都度実施記録を作成し、次回以降の訓練の参考にしてください。  　　特に、夜勤専門の職員がいる場合は、夜間又は夜間想定の訓練の際に可能な限り参加させ、他の職員との役割分担を明確にする必要があります。 | | |  |  |
|  | ③　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第109条  第2項 |
|  | ※　②は、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(7)② |
| 32  衛生管理等  ★ | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第110条第1項 |
|  | ※　指定通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(8)① |
|  | イ　指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  　ロ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。  　ハ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 | | |  |  |
|  | ニ　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施すること。 | | |  | 労働安全  衛生法第66条 |
|  | ホ　洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがあるので、使用しないこと。 | | |  |  |
|  | ②　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第110条  第2項 |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  　　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(8)② |
|  | (1)　指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第110条  第2項第1号 |
|  | イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  　　　当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  　　　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  　　　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(8)②イ |
|  | (2)　指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第110条  第2項第2号 |
|  | ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針  　　　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(8)②ロ |
|  | (3)　指定通所介護事業所において通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第110条  第2項第3号 |
|  | ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  　　　通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。  　　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  　　　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。  　　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。  　　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(8)②ハ |
| 33  掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第33条第1項) |
|  | ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等をいいます。 | | |  | 平11老企 25  準用(第三の一の3(24）①） |
|  | ※　事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 | | |  |  |
|  | イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  　ロ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 | | |  |  |
|  | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができることを規定したものである。 | | |  | 条例第112条  準用(第33条第2項)  平11老企25  第三の一の3(24)② |
| 34  秘密保持等  ★ | ①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第34条  第1項) |
|  | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 | | |  |  |
|  | ②　当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第34条第2項) |
|  | ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 | | |  | 平11老企25  準用(第三の一の3(25)②） |
|  | ③　サ－ビス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第34条  第3項) |
|  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 | | |  | 平11老企25準用(第三の一  の3(25)③） |
| 35  広告  ★ | 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第35条) |
| 36  居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第36条) |
| 37  苦情処理  ★ | ①　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第37条  第1項) |
|  | ※　「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。  　ア　苦情を受け付けるための窓口を設置すること。  　イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。  　ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。  　エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示すること。 | | |  | 平11老企25  準用(第三の一  の3(28)①） |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第37条  第2項) |
|  | ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 | | |  | 平11老企25準用(第三の一  の3(28)②） |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 | | |  |  |
|  | ※　苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。 | | |  | 平11老企25準用(第三の一  の3(28)②） |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第37条第3項) |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第37条  第4項) |
|  | ➄　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第37条  第5項) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第37条  第6項) |
| 38  地域との  連携等 | ①　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第110条  の2第1項 |
| ※　指定通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定通所介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(9)① |
|  | ②　事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第110条  の2第2項 |
|  | ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(9)② |
|  | ③　指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うように努めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第110条  の2第3項 |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定通所介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定通所介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、基準第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。 | | |  | 平11老企25  準用（第三の一の3(29)②） |
| 39  事故発生時の対応 | ①　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第110条  の3第1項 |
| ★ | ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(10)① |
|  | ②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第110条  の3第2項 |
|  | ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(10) |
|  | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。 | | |  |  |
|  | ③　利用者に対するサ－ビスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第110条  の3第3項 |
|  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 | | |  | 平11老企25  第三の六の  3(10)② |
|  | ④　事故が発生した場合にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の六の  3(10)③ |
|  | ➄　夜間及び深夜に通所介護以外のサービス（宿泊サービス）の提供により事故が発生した場合は、①及び②に準じた必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第110条  の3第4項 |
| 40  虐待の防止  ★ | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第39条の2) |
|  | ※　虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定通所介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 | | |  | 平11老企25  準用（第三の一の3(31)） |
|  | 〇虐待の未然防止  　　　指定通所介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 | | |  |  |
|  | 〇虐待等の早期発見  　　指定通所介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 | | |  |  |
|  | 〇虐待等への迅速かつ適切な対応  　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定通所介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 | | |  |  |
|  | 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。  　　なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。 | | |  |  |
|  | ①　当該指定通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第39条の2)第1号 |
|  | 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕  　　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 | | |  | 平11老企25  準用（第三の一の3(31)①） |
|  | 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。  　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 | | |  |  |
|  | また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | | |  |  |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。  　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  　ホ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  　ト　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | | |  |  |
|  | ②　当該指定通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第39条の2第2号) |
|  | 〔虐待の防止のための指針〕  　　指定通所介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  　ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項  　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | | |  | 平11老企25  準用（第三の一の3(31)②） |
|  | ③　当該指定通所介護事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第39条の2第3号) |
|  | 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕  　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定通所介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。  　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定通所介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するととも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。  　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 | | |  | 平11老企25  準用（第三の一の3(31)③） |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第39条の2第4号) |
|  | 〔虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者〕  　　指定通所介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 | | |  | 平11老企25  準用（第三の一の3(31)④） |
| 41  会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例第112条  準用(第40条)  平11老企25  準用(第三の1  の3(32)） |
| ※　通所介護事業と通所介護相当サービス事業も区分が必要です。 | | |  |
| ※　明確に区分することが困難な勘定科目については、合理的な按分方法によって算出しても構いません。 | | |  |
| ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。  　ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日 老計第8号）  　イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日 老振発第18号）  　ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日　老高発第0329第1号） | | |  |
| 42  記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第111条第1項 |
| ②　利用者に対するサ－ビスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（イに掲げる記録にあっては、5年間）保存していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第111条第2項 |
|  | ア　通所介護計画  　イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録  　ウ　市町村への通知に係る記録  　エ　苦情の内容等の記録  　オ　事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 | | |  |  |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 | | |  | 平11老企25  第三の六の3(12) |
| 43  共生型通所介護の運営に関する技術的支援 | 共生型通所介護の利用者に利用者に対して適正なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| 44  共生型通所介護に関するその他の留意事項 | 以下のとおり取り扱っていますか。  　多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定しています。  　このため、同じ場所においてサービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められないものです。 | | | いる  いない  該当なし | 平11老企25  第三の六の4(6) |
| 45  電磁的記録等 | ①　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(「受給資格等の確認」（居宅基準条例第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。))及び「サービスの提供の記録」（第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第277条第1項 |
|  | 〔電磁的記録について〕  ※　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、基準条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 | | |  | 平11老企25  第5の1 |
|  | ⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。  　⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 | | |  |  |
|  | ⑶　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。  　⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | | |  |  |
|  | ②　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 条例  第277条第2項 |
|  | 〔電磁的方法について〕  ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。  　⑴　電磁的方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及び同意」の規定に準じた方法によること。  　⑵　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 | | |  | 平11老企25  第5の2 |
|  | ⑶　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ＆A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。  　⑷　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。  　　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | | |  |  |
| 第6　業務管理体制の整備 | | | | | |
| 46  法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。  　　届出年月日　[　　　　　　　年　 　　月　 　　日]  　　届出先　　　〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕  　　法令遵守責任者　職名[　　　　　　　　　　　　]  　　　　　　　　　　　　　氏名[　　　　　　　　　　　　] | | | いる  いない  該当なし | 法第115条  の32  第1項、第2項  施行規則  第140条の39 |
| 〔事業者が整備等する業務管理体制の内容〕 | | |
| ◎事業所数20未満  　整備届出事項：法令遵守責任者  　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名・主たる事務所の所在地・代表者氏名等・法令遵守責任者氏名等 | | |
| ◎事業所の数が20以上100未満  　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程  　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 | | |
| ◎事業所の数が100以上  　・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施  　・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 | | |
|  | ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。  　ア　介護報酬の請求等のチェックを実施  　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  　エ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している。  　オ　法令遵守規程を整備している。  　カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |  |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| 第7　介護給付費の算定及び取扱い | | | | | |
| 47  基本的事項 | ①　費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  第一号 |
|  | ②　費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。また、単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  第二号 |
|  | ③　単価に単位数を乗じて得た額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  第三号 |
| 48  所要時間による区分の取扱い | ①　現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注1 |
| ※　単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること。 | | |  | 平12老企36  第二の7(1) |
| ※　通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車いすへの移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。 | | |  | 平12厚告19  別表6の注1 |
|  | ①　居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合  　②　送迎時に居宅内の介助等を行う者が次のいずれかの者である場合  　　・　介護福祉士  　　・　実務者研修修了者  　　・　旧介護職員基礎研修課程修了者  　　・　旧ホームヘルパー1級研修課程修了者  　　・　介護職員初任者研修修了者（旧ホームヘルパー2級研修課程修了者を含む）  　　・　看護職員  　　・　機能訓練指導員  　　・　当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員 | | |  |  |
|  | ※　居宅内介助等は、個別に送迎する場合のみに限定するものではありませんが、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められません。 | | |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A問54 |
|  | ※　現在訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に通所介護等で対応することを求めているものではありません。 | | |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ＆A問52 |
|  | ※　当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えありません。  　　なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。  同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの通所介護の単位について所定単位数が算定されます。 | | |  | 平12老企36  第二の7(1) |
|  | ②　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次のア又はイに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注1 |
| ⑴定員超過 | ア　月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合 | | |  | 平12厚告27  第一号 |
| ⑵人員欠如 | イ　看護職員又は介護職員の員数が、人員基準に定める員数に満たない場合 | | |  |
|  | 〔定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について〕 | | |  | 平12老企36  第二の7(22)② |
| ※　利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均を用います。1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。 | | |
|  | ※　利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減額され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。 | | |  | 平12老企36  第二の7(22)③ |
|  | ※　災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととします。 | | |  | 平12老企36  第二の7(22)⑤  第二の7(5) |
|  | 〔人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について〕 | | |  | 平12老企36  第二の7(23)② |
| ア　看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用います。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。 | | |
| イ　介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。 | | |
| ウ　人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 | | |
|  | （看護職員の算定式）  　　　　サービス提供日に配置された延べ人数÷サービス提供日数＜0．9 | | |
|  | （介護職員の算定式）  　　　　当該月に配置された職員の勤務延時間数  　　　　　÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数　＜0．9 | | |
| エ　1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。） | | |
|  | （看護職員の算定式）  　　　　0．9≦サービス提供日に配置された延べ人数÷サービス提供日数＜1．0  　　（介護職員の算定式）  　　　　0．9≦当該月に配置された職員の勤務延時間数  ÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数　＜1．0 | | |  |  |
| 49  2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い  （短時間の場合の算定） | 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合は、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注2 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者〕  　心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者 | | |  | 平27厚労告94  第十四号 |
|  | ※　2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者です。  　　　なお、2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではありません。利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等を実施してください。 | | |  | 平12老企36  第二の7(2) |
| 50  感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少 | イ通常規模型通所介護費、ロ大規模型通所介護費(Ⅰ)、ハ大規模型通所介護費（Ⅱ）までについて、感染症又は災害（厚労大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者よりも100分の5以上減少している場合に、市長に届け出た事業所において、通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、引き続き加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注3 |
|  | 〔経過措置・改正告示附則第4条〕  ※　令和3年5月31日までの間は、本規定中「月平均」とあるのは「月平均又は前年同月」とする。 | | |  |  |
|  | ※　ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。 | | |  |  |
|  | ※　感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算の内容については、別途通知(※)を参照すること。  　（※）「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（R3.3.16老認発0316第4号・老老発0316第3号） | | |  | 平12老企36  第2の7（5）の2 |
| 51  事業所規模による区分の取扱い | ①　通所介護費は次の区分により算定していますか。  （該当する□にチェックしてください。） | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注1 |
| ➊通常規模型通所介護事業所   1. 前年度の1月当たりの平均利用延人員数（一体的に実施している通所介護相当サービスの利用者を含む。）が750人以内の事業所であること。   ⑵　　基準に定める看護職員又は介護職員の員数を置いている事業所 | | |  |  |
|  | ➋大規模型通所介護事業所（Ⅰ）   1. ➊⑴に該当しない事業所であって、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人以内の事業所であること。   ⑵　　基準に定める看護職員又は介護職員の員数を置いている事業所 | | |  |  |
|  | ➌大規模型通所介護事業所（Ⅱ）   1. ➊⑴及び➋⑴に該当しない事業所であること。   ⑵　　基準に定める看護職員又は介護職員の員数を置いている事業所 | | |  |  |
|  | ②　事業所規模区分を確認するため、毎年度、所定の計算書類である「通所介護事業・通所リハビリ事業に係る利用者の動向」を作成していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　計算の結果、事業所規模区分に変更が生じた場合は、市長（介護保険課）に届け出てください。また、変更が生じない場合も、当該計算書類は2年間保存してください。 | | |  |  |
|  | ※　平均利用延人員数の計算に当たっては、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が、第一号通所事業（従前の介護予防通所介護に相当するサービス。以下同じ）の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該第一号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含みます（第一号通所事業所における平均利用延人員数については、令和3年度分の事業所規模を決定する際の令和2年度の実績に限る。）。 | | |  | 平12老企36  第二の7(4)① |
|  | したがって、通所介護事業者が第1号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該第1号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとします。 | | |  |  |
|  | ※　3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とします。 | | |  | 平12老企36  第二の7(4)② |
|  | また、平均利用延人員数に含むこととされた第1号通所事業の利用者の計算に当たっては、第1号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とします。 | | |
|  | ただし、第1号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えありません。  　　　また、1月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとします。 | | |  |  |
|  | ※　前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね25％以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、市長に届け出た当該事業所の利用定員の90％に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とします。 | | |  | 平12老企36  第二の7(4)③ |
|  | ※　毎年度3月31日時点において事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とします。  ※　感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例があります。 | | |  | 平12老企36  第二の7(4)④⑤ |
| 52  延長加算 | ①　日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該通所介護の所要時間と当該通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注4 |
| イ　9時間以上10時間未満の場合　 50単位  　ロ　10時間以上11時間未満の場合　100単位  　ハ　11時間以上12時間未満の場合　150単位  　ニ　12時間以上13時間未満の場合　200単位  　ホ　13時間以上14時間未満の場合　250単位 | | |  |  |
|  | ※　延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、  例えば、  ・　9時間の通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合  ・　9時間の通所介護の前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定されます。 | | |  | 平12老企36  第二の7(3) |
|  | また、当該加算は、通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、  　・　8時間の通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを　行った場合には、通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間分（＝13時間－9時間）の延長サービスとして200単位が算定されます。 | | |  |  |
|  | ②　延長サービスを提供する場合には、適当数の従業者を配置して延長サービスを行うことが可能な体制ですか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものですが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていることが必要です。 | | |  |  |
|  | ※　当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の通所介護の提供を受ける場合には、延長加算を算定することができません。 | | |  |  |
| 53  共生型  通所介護を  行う場合 | 共生型通所介護を行った場合は、所定単位数に、次に掲げる率を乗じた単位数を算定していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注5 |
| ア　指定生活介護事業所 　　　　　　　　　　　　　　100分の93 | | |  |  |
| イ　指定自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所　　　 100分の95 | | |  |  |
| ウ　指定児童発達支援事業所 　　　　　　　　　　　　100分の90 | | |  |  |
|  | エ　指定放課後等デイサービス事業所 　　　　　　　　100分の90 | | |  |  |
| 54  生活相談員配置等  (共生型  のみ) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護事業所において、共生型通所介護を行っている場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注6 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  | 平27厚労告95  第十四のニ号 |
| 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
| ア　生活相談員を1名以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | イ　地域に貢献する活動を行っていること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ※　生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がありますが、共生型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えありません。  　　　なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となります。 | | |  | 平12老企36  第二の7(6)① |
|  | ※　地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めてください。 | | |  | 平12老企36  第二の7(6)② |
|  | ※　当該加算は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができます。 | | |  | 平12老企36  第二の7(6)③ |
| 55  中山間地域等居住者  サービス提供  加算 | 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて指定通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注7 |
| ※　対象地域：春日部市(宝珠花）等 | | |  | 平21厚労告83・  二 |
| ※　本加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできません。 | | |  | 平12老企36  第二の7(7) |
| 56  入浴介助  加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  イ　入浴介助加算（Ⅰ）　　　40単位  ロ　入浴介助加算（Ⅱ）　　　55単位 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注8 |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  | 平27厚労告94  第十四の三 |
|  | イ　入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　次のいずれにも適合すること。  　(1)　イに掲げる基準に適合すること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」）が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (4)　⑶の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ア　入浴介助加算（Ⅰ）について  ①　入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものですが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となる。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとする。 | | |  | 平12老企36  第二の7(8) |
|  | ②　体調不良等により入浴が実施しなかった場合について、加算を算定できないこと。 | | |  |  |
|  | ※　通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できないこと。 | | |  |  |
|  | イ　入浴介助加算（Ⅱ）について  ➀　ア➀及び②を準用する。この場合において、ア➀の「入浴介助加算（Ⅰ）」は、「入浴介助加算（Ⅱ）」に読み替えるものとする。  ➁　入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになることを目的とするものである。なお、入浴介助加算（Ⅱ）の算定に関係する者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置く。 | | |  |  |
| 57  中重度者  ケア体制  加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注9 |
| ※　共生型通所介護を算定している場合は、算定できません。 | | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |  | 平27厚労告95  十五  平12老企36  第二の7(9)① |
| ア　条例に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | イ　通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |
| ウ　通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | 具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問25を参照してください。 | | |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問25 |
|  | ※　要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。 | | |  | 平12老企36  第二の7(9)② |
|  | 具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問31を参照してください。  なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分が変更になった場合は、月末の要介護状態区分を用いて計算します。 | | |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問31 |
|  | ※　利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。  　イ　前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとします。 | | |  | 平12老企36  第二の7(9)③ |
|  | ロ　前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届出を提出しなければなりません。 | | |  |  |
|  | ※　看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められません。 | | |  | 平12老企36  第二の7(9)④ |
|  | ※　中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに、認知症加算も算定できます。 | | |  | 平12老企36  第二の7(9)⑤ |
|  | ※　中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること。  　　なお、今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行うことが必要です。 | | |  | 平12老企36  第二の7(9)⑥  平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問38 |
| 58  生活機能  向上連携  加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、⑴については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、⑵については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。  (1)　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　　100単位  (2)　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　　200単位 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注10 |
| ※　個別機能訓練加算を算定している場合、⑴は算定せず、⑵は1月につき100単位を所定単位に加算します。 | | |  |  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  |  |
|  | イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　次のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
|  | (1)　指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」）の助言に基づき、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等〔機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者〕が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 | | | いる  いない  該当なし | 平27厚労告95  第十五のニ号 |
|  | (2)　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　⑴の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| ロ　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　次のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
| (1)　指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| (2)　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。 | | | いる  いない  該当なし |
| (3)　⑴の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | 〔留意事項〕 | | |  |  |
|  | 【➀　生活機能向上連携加算（Ⅰ）】  イ　生活機能向上連携加算（Ⅰ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行うこと。  ※　理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。 | | |  | 平12老企36  第二の7(10)① |
|  | ※　「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院のことです。 | | |  |  |
| ロ　個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。 | | |  |  |
|  | ハ　個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載していますか。また、目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。  なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。 | | |  |  |
|  | 二　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供すること。 | | |  |  |
|  | ホ　個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について、機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。  　　　理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明すること。  　　　また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。 | | |  |  |
|  | へ　機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であること。 | | |  |  |
| ト　生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定すること。 | | |  |  |
| 【➁　生活機能向上連携加算（Ⅱ）】  イ　生活機能向上連携加算（Ⅱ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設との理学療法士等が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。 | | |  | 平12老企36  第二の7(10)② |
| ロ　個別機能燻煙連計画の進捗状況等の評価について  　※　機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 | | |  |
| ※　理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行うこと。 | | |  |
| ハ　➀ハ、二及びへによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。 | | |  |
| 59  個別機能  訓練加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、⑴及び⑵については1日につき次の単位数を、⑶については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注11 |
|  | (1)　個別機能訓練加算(Ⅰ)イ　56単位 | | |  |  |
| (2)　個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ　85単位 | | |  |
| ⑶　個別機能訓練加算(Ⅱ)　　20単位 | | |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  |  |
|  | イ　個別機能訓練加算(Ⅰ)イ | | |  | 平27厚労告95  第十六号 |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |  |
|  | (1)　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　機能訓練指導員等〔機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者〕が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (4)　機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ⑸　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | ロ　個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ | | |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　(1)　イ⑴の規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護事業を行う時間帯を通じて1名以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　イ⑵から⑸までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ハ　個別機能訓練加算（Ⅱ） | | |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　(1)　イ⑴から⑸まで又はロ⑴及び⑵に掲げる基準に適合すること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | ※　個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境を踏まえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的機能訓練を行うことで、利用者の生活機能（）の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものである。  　　　本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨を踏まえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。 | | |  | 平12老企36  第二の7(11)① |
|  | ※　利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画の作成・見直しをすることが加算の要件であることから、通所介護事業所における長期の宿泊サービスの利用者は、訪問すべき居宅に利用者がいないため、個別機能訓練加算を算定することはできません。 | | |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問47 |
|  | ➀　個別機能訓練加算(Ⅰ)イ、ロの算定上の留意事項 | | |  | 平12老企36  第二の7(11)① |
|  | イ　加算（Ⅰ）イを算定する際の人員配置  　専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置すること。 | | |  |
|  | ※　この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。 | | |  |  |
|  | ※　この場合、加算(Ⅰ)イを算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。 | | |  |  |
|  | ※　通所介護事業所の看護職員が加算(Ⅰ)イに係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。 | | |  |  |
|  | ロ　加算（Ⅰ）ロを算定する際の人員配置  　専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置すること。 | | |  |  |
|  | ※　この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上及び専ら機能訓練を実施する理学療法士等をし愛知通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。  ※　この場合、加算(Ⅰ)ロを算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。  ※　通所介護事業所の看護職員が加算(Ⅰ)ロに係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。 | | |  |  |
|  | ハ　個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成  　加算（Ⅰ）イ及びロに係る個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、訓練項目、実施時間、実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。 | | |  |  |
|  | ※　個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。  ※　利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。 | | |  |  |
|  | ※　個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。 | | |  |  |
|  | ニ　個別機能訓練の実施体制・実施回数  　加算（Ⅰ）イ及びロに係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。 | | |  |  |
|  | ※　訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。 | | |  |  |
| ※　住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に訓練を実施する必要があり、概ね週1回以上実施することを目安とする。 | | |  |  |
|  | ホ　個別機能訓練実施後の対応  　加算（Ⅰ）イ及びロに係る訓練を開始した後は、訓練項目や実施時間、訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況に確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。 | | |  |  |
|  | ※　概ね3月ごとに1回以上、訓練の実施状況や効果等について、利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、訓練の効果等を踏まえた目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。 | | |  |  |
|  | へ　その他  　個別機能訓練に関する記録（目標、訓練項目、実施時間、訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。 | | |  |  |
|  | ●　個別機能訓練加算(Ⅱ)の算定上の留意事項 | | |  |  |
|  | ※　厚労省への情報の提供については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。  ※　サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、計画に基づく訓練の実施（Do）、実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル（PDCA）により、サービスの質の管理を行うこと。 | | |  | 平12老企36  第二の7(11)② |
| 60  ADL維持  等加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注12 |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 | | |  |  |
|  | ア　ADL維持等加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　30単位 | | | □ |  |
|  | イ　ADL維持等加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　60単位 | | | □ |  |
| 〔経過措置・改正告示附則第5条〕  ➀令和3年3月31日において改正前のADL維持等加算に係る届出を行っている事業所であって、改正後のADL維持等加算に係る届出を行っていないものにおける改正前のADL維持等加算(Ⅰ)(1月につき3単位)の算定については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、改正前の「ADL維持等加算(Ⅰ)」は「ADL維持等加算(Ⅲ)」と読み替える。  ➁令和3年4月30日までの間は、改正後のADL維持等加算の適用については、本規定中「翌月から12月以内の期間」とあるのは、「翌月から12月以内の期間又は終了日の属する年度の次の年度内」とする。 | | |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  | 平27厚労告95  十六のニ |
|  | イ　ADL維持等加算(Ⅰ)  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
| （1）　評価対象者（当該事業所又は当該施設の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」）が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。）の総数が10人以上いますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | （2）　評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下、「評価対象利用開始月」)と当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月) において、ADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | （3）　評価対象の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」)の平均値が1以上になっていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　ADL維持等加算(Ⅱ)  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
|  | (1)　イの(1)及び(2)の基準に適合していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　評価対象者のADL利得の平均値が2以上になっていますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める期間〕 | | |  | 平27厚労告94  第十五のニ |
|  | ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間 | | |
|  | 〔経過措置・改正告示附則第5条〕  　令和3年4月30日までの間は、「ADL維持等加算の算定を適用については、本規定中「翌月から12月以内の期間」とあるのは、「翌月から12月以内の期間又は終了日の属する年度の次の年度内」とする。 | | |  |  |
|  | 〔ADL維持等加算の算定上の留意事項〕 | | |  |  |
|  | ➀　ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について | | |  | 平12老企36  第2-7(12) |
|  | イ　ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うこと。 | | |  |  |
|  | ロ　大臣基準告示第16号の二イ⑵における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこと。 | | |  |  |
|  | ハ　大臣基準告示第16号の二イ⑶及びロ⑵におけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とすること。 | | |  |  |
|  | ニ　ハにおいてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」という。）とすること。 | | |  |  |
|  | ホ　他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者に含めるものとすること。 | | |  |  |
| 61  認知症加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注13 |
|  | ※　共生型通所介護を算定している場合は、算定できません。 | | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  | 平27厚労告95・  十七 |
| イ　条例に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法（条例に規定する常勤換算方法をいう。）で2以上確保していること。 | | | いる  いない  該当なし |
| ロ　通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |
| ハ　通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | 〔厚生労働大臣が定める利用者〕  　　日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | | |  | 平27厚労告94・  十六 |
|  | ※　認知症加算は、暦月ごとに、条例に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で2以上確保する必要があります。  　　　このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。  　　　なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。 | | |  | 平12老企36  第二の7(13)① |
| 具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問25を参照してください。 | | |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問25 |
|  | ※　「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当りの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。 | | |  | 平12老企36  第二の7(13)② |
|  | 具体的な計算方法については、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）の問31を参照してください。 | | |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問31 |
|  | なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で認知症高齢者の日常生活自立度が変更になった場合は、月末の認知症高齢者の日常生活自立度を用いて計算します。 | | |  |
|  | ※　利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。  　イ　前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。  　ロ　前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届出を提出しなければなりません。 | | |  | 平12老企36  第二の7(13)③ |
|  | ※　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知)」に規定する「認知症介護指導者養成研修」、認知症看護に係る適切な研修を指します。  ※　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指します。  ※　「認知症介護に係る実践的な研修」とは、、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践者研修」を指します。 | | |  | 平12老企36  第二の7(13)④～⑥ |
|  | ※　認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修の修了者は、指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があります。 | | |  | 平12老企36  第二の7(13)⑦ |
|  | ※　認知症加算について、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができます。また、中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに、中重度者ケア体制加算も算定できます。 | | |  | 平12老企36  第二の7(13)⑧ |
|  | ※　認知症加算を算定している事業所にあっては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること。 | | |  | 平12老企36  第二の7(10)⑨ |
| 62  若年性認知症利用者  受入加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注14 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕  　　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平27厚労告95  第十八号 |
|  | ※　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 | | |  | 平12老企36  第二の7(14) |
|  | ※　若年性認知症利用者受入加算は、認知症加算を算定している場合は算定しません。 | | |  | 平12厚告19  別表6の注14 |
| 63  栄養アセスメント加算 | 通所介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注15 |
|  | ※　ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しません。 | | |  |  |
| (1)　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（栄養改善加算において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (4)　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所ですか。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】  　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 平27厚労告95・  十八のニ |
|  | 〔留意事項〕 | | |  |  |
|  | ①　栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 | | |  | 平12老企36  第2の7（15） |
|  | ②　当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。 | | |  |  |
|  | ③　栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。  　イ　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。  　ロ　管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。  　ハ　イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。  　ニ　低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 | | |  |  |
|  | ④　原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。 | | |  |  |
|  | ⑤　厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。  　　　サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do)、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。  　　　提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 | | |  |  |
| 64  栄養改善  加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注16 |
|  | ※　ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 | | |  |
| イ　当該事業所の従業者として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし | 平12老企36  第二の7(16)② |
| ロ　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 | | | いる  いない  該当なし |
| ハ　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 | | | いる  いない  該当なし |
| 二　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 | | | いる  いない  該当なし |
| ホ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | | いる  いない  該当なし | 平27厚労告95  第十九号 |
|  | 〔栄養改善加算を算定できる利用者〕  　　栄養改善加算を算定できる利用者は、次のア～オのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者としていますか。  ア　BMIが18．5未満である者  イ　1～6月間で3％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当する者  ウ　血清アルブミン値が3.5g／dl以下である者  エ　食事摂取量が不良（75％以下）である者  オ　その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 | | |  | 平12老企36  第二の7(16)③ |
|  | ※　なお、次のような問題を有する者については、上記ア～オのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。  ・　口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）  ・　生活機能の低下の問題・　褥瘡に関する問題  ・　食欲の低下の問題  ・　閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）  ・　認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）  ・　うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。） | | |  |  |
|  | 〔栄養改善サービスの提供の手順〕  ①　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 | | |  | 平12老企36  第二の7(16)④ |
|  | ②　利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行うこと。 | | |  |  |
|  | ③　管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。 | | |  |  |
|  | ④　作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 | | |  |  |
|  | ※　栄養ケア計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。 | | |  |  |
|  | ➄　栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。 | | |  |  |
|  | ⑥　栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していること。 | | |  |  |
| ⑦　栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。 | | |  |
|  | ⑧　利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行うこと。 | | |  |  |
| ⑨　⑧の評価の結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 | | |  |  |
|  | ⑩　⑧の評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者の要件のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供すること。 | | |  |  |
|  | ※　おおむね3月ごとの評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者の要件のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供すること。  ※　サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はありません。 | | |  | 平12老企36  第2の7(16)⑤ |
| 65  口腔・栄養スクリーニング加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注17 |
|  | ※　次に掲げるいずれかの加算の算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。 | | |  |  |
| (1)　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)　20単位  (2)　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)　　5単位 | | |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  | 平27厚労告95  第十九のニ号 |
|  | イ　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)  　次のいずれにも適合すること。 | | |  |
|  | (1)　利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。) を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| (3)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| (4)　算定日が属する月が、次のいずれにも該当しないこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (一)　栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 | | |  |
| (二)　当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 | | |  |
|  | ロ　口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)  　次のいずれかに適合すること。 | | |  |  |
| (1)　次のいずれにも適合すること。 | | |  |
| (一)　イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 | | | いる  いない  該当なし |
| (二)　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | (三)　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　次のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
| (一)　イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 | | | いる  いない  該当なし |
| (二)　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 | | | いる  いない  該当なし |
| (三)　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 | | | いる  いない  該当なし |
|  | 〔留意事項〕 | | |  |  |
|  | ①　口腔・栄養スクリーニングの算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 | | |  | 平12老企36  第2の7(17)① |
| ②　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すること。  　※　ただし、大臣基準第十九号のニロに規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができます。 | | |  | 平12老企36  第2の7(17)② |
|  | ③　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。  　　イ　口腔スクリーニング  　　　a　硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者  b　入れ歯を使っている者  c　むせやすい者  　　ロ　栄養スクリーニング  　　　a　BMIが18.5 未満である者  　　　b　1～6月間で3％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18 年6月9日老発第0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11 の項目が「1」に該当する者  　　　c　血清アルブミン値が3.5g/dl 以下である者  　　　d　食事摂取量が不良（75％以下）である者 | | |  | 平12老企36  第2の7(17)➂ |
|  | ④　口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。 | | |  | 平12老企36  第2の7(17)④ |
|  | ⑤　口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。 | | |  | 平12老企36  第2の7(17)⑤ |
| 66  口腔機能  向上加算 | 厚生労働大臣が定める基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注18 |
| ※　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 | | |
| (1)　口腔機能向上加算(Ⅰ)　150単位  (2)　口腔機能向上加算(Ⅱ)　160単位 | | |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  | 平27厚労告95  第二十号 |
|  | イ　口腔機能向上加算(Ⅰ)  　次のいずれにも適合していますか。 | | |  |  |
|  | (1)　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (3)　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (4)　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (5)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　口腔機能向上加算(Ⅱ)  　　次のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
|  | (1)　イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔口腔機能向上加算を算定できる利用者〕  　口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。 | | |  | 平12老企36  第二の7(18)③ |
|  | ア　認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者  　　イ　基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が｢1｣に該当する者  　　ウ　その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 | | |  |  |
|  | ※　利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。 | | |  | 平12老企36  第2の7(18)④ |
|  | ※　利用者が歯科医療を受診している場合であって、次のア又はイのいずれかに該当する場合にあっては、本加算は算定できません。  ア　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合  イ　医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合 | | |  |  |
|  | 〔口腔機能向上サービスの提供の手順〕 | | |  | 平12老企36  第二の7(18)⑤ |
| ①　利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。 | | |
|  | ②　利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行うこと。 | | |  |  |
|  | ③　言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。 | | |  |  |
|  | ④　作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 | | |  |  |
|  | ※　口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができます。 | | |  |  |
|  | ➄　口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。 | | |  |  |
|  | ⑥　口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 | | |  |  |
|  | ⑦　利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行うこと。 | | |  |  |
|  | ⑧　⑦の評価の結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供していること。 | | |  |  |
|  | ⑨　⑦の評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供すること。  ア　口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事接取等の口腔機能の低下が認められる状態の者  イ　口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 | | |  | 平12老企36  第2の7(18)⑥ |
|  | ※　サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。 | | |  |  |
|  | ※　厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。  　　　サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do)、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。  　　　提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 | | |  | 平12老企36  第2-7（18）⑦ |
|  | ※　「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号）を参考にしてください。 | | |  |  |
| 67  科学的介護推進体制  加算 | 通所介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注19 |
|  | (1)　利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、⑴に規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 | | |  | 平成12老企36  第2の7（19） |
|  | ①　科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに以下に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。 | | |  |  |
|  | ②　情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 | | |  |  |
|  | ③　事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。  　イ　利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。  　ロ　サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。 | | |  |  |
|  | ハ　LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。  　ニ　検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。 | | |  |  |
|  | ④　提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 | | |  |  |
| 68  同一建物等に居住する利用者に対する取扱い | 通所介護事業所と同一建物に居住する者又は通所介護事業所と同一建物から当該通所介護事業所に通う者に対し、通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注21 |
| ※　傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。 | | |  |  |
| ※　「同一建物」とは、当該通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。  　　　また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該通所介護事業所の通所介護事業者と異なる場合であっても該当します。 | | |  | 平12老企36  第二の7(20)① |
|  | ※　なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。 | | |  | 平12老企36  第二の7(20)② |
|  | 具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難（当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合）である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。  　　　ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載してください。  　　　また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。 | | |  |  |
| 69  送迎を行わない場合 | 利用者に対して、その居宅と通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の注22 |
| ※　利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など、事業所の従業者が利用者の居宅と事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。  　　ただし、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行った場合の減算の対象となっている場合には、本減算の対象となりません。 | | |  | 平12老企36  第二の7(21) |
| 70  サービス提供体制強化  加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護事業所が利用者に対し通所介護を行った場合は、次の区分に従い、1回につき次の所定単位数を加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6の二 |
| ※　次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 | | |  |  |
| (1)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　22単位 | | |  |  |
| (2)　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　18単位 | | |  |  |
| (3)　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　 6単位 | | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 | | |  | 平27厚労告95  第二十三号 |
|  | イ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)  　次のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
|  | (1)　次のいずれかに適合すること  　(一)　通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。  　(二)　通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ロ　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  　次のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
|  | (1)　通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | ハ　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)  　　次のいずれにも適合すること。 | | |  |  |
|  | (1)　次のいずれかに適合すること  　（一）　通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。  　（二）　通所介護事業所を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (2)　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 | | |  |  |
|  | ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用います。 | | |  | 平12老企36  第2の7(24)① |
|  | ※　前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければなりません。  したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降、届出が可能となるものです。 | | |  |  |
|  | ※　介護福祉士については、各月の前月の末日時点で 資格を取得している者とします。  　　　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。具体的には、平成25年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成25年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいいます。  　　　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 | | |  |  |
|  | ※　同一の事業所において介護予防訪問入浴介護〔第1号通所事業〕を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。 | | |  |  |
| ※通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員です。 | | |  | 平12老企36  第2の7（24）② |
| 71  介護職員  処遇改善  加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護事業所が、利用者に対し、通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6のホ |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の59/1000 | |  |  |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の43/1000 | |  |  |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の23/1000 | |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕  「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。 | | |  | 平27厚労告95・  二十四 |
|  | ア　介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届出をしている。  　イ　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。  　　※　当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知していること。また、介護職員から処遇改善加算等に係る照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。  　ウ　加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。  　エ　その他、処遇改善加算等の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 | | |  |  |
|  | ＜各加算の算定要件＞  　加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。  　加算(Ⅰ)　・・・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。  　加算(Ⅱ)　・・・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。  　加算(Ⅲ)　・・・キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。 | | |  | 平12老企36  第2の7（25） |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅰ〕  　　　　「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用（賃金に関するものを含む。）等の要件」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。 | | |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅱ〕  　　　　職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。  　　　　A・・・資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。  　　　　B・・・資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 | | |  |  |
|  | 〔キャリアパス要件Ⅲ〕  　　　次の①及び②の全てに適合すること。  　　　　①　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のA～Cのいずれかに該当する仕組みであること。 | | |  |  |
|  | A・・・経験に応じて昇給する仕組み  　　　　　　　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。  　　　　　B・・・資格等に応じて昇給する仕組み  　　　　　　　　　　「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 | | |  |  |
|  | C・・・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み  　　　　　　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。  　　　　②　①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 | | |  |  |
|  | 〔職場環境等要件〕  　　　届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。 | | |  |  |
| 72  介護職員等特定処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護事業所が、利用者に対し、通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表6のへ |
| (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の12/1000 |  |
| (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の10/1000 |  |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕  「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。 | | |  | 平27厚労告95・  二十四のニ |
|  | イ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1)　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算　の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
|  | (一)　介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。  　(二)　指定通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。  　(三)　介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。  　(四)　介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 | | |  |  |
|  | (2)　当該指定通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。  (3)　介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。 | | |  |  |
|  | (4)　当該通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。  (5)　通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。 | | |  |  |
|  | (6)　通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  (7)　平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。  (8)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | | |  |  |
|  | ロ　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)  　上記イの(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | | | いる  いない  該当なし |  |
| 73  介護職員等ベースアップ等支援加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、算定した単位数(介護職員処遇改善加算と、介護職員等特定処遇改善加算を除く。)の所定の割合に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。  ※令和4年10月1日から適用。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1の注ヤ  平27厚告95「厚生労働大臣が定める基準」四の三他 |
| 〔算定要件〕  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月 支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  ロ　事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。  ハ　介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。  ニ　当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。  ホ　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 | | |
| 74  サービス  種類相互の  算定関係 | 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所介護費は算定していませんか。 | | | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表1の注ヤ |